

横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱の一部改正について

1 趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づく、「一般廃棄物処理施設設置」の許可又はそれらの変更に係る申請手続き及び様式について、横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱（以下「設置要綱」という。）において規定します。

この度、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 169 条により、廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号に許可申請者の欠格要件を追加する改正がされることに伴い、申請に必要な添付書類を修正する必要が生じたため、設置要綱の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 第 6 条に規定する「登記されていないことの証明書（法務局又は地方法務局の本局で発行したもの）」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものではないことを証する書類」に改めます。
- (2) 誓約書（第 9 号様式）に記載されている欠格要件を修正します。
- (3) 一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書（第 10 号様式）に記載されている欠格要件を削除します。

3 施行日

令和元年 12 月 14 日から施行します。